

2008年10月16日経済経営研究所評議会

国立大学法人滋賀大学経済経営研究所所蔵
満洲引揚資料利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人滋賀大学経済経営研究所（以下「研究所」という。）が所蔵する満洲引揚資料の利用について、必要な事項を定めるものである。

2 満洲引揚資料とは、満蒙同胞援護会や引揚援護局などが作成した文書および刊行物編纂のための原稿などを綴った簿冊群を指す。

(公開)

第2条 研究所が所蔵する満洲引揚資料は、一般の利用に供するものとする。ただし次の条に掲げるばあいは、この限りではない。

(一般の利用の制限)

第3条 研究所は、次に掲げる事項にかかわって、満洲引揚資料の一般の利用を制限することができる。

- (1) 私人としての個人の権利利益を著しく侵害するおそれがあるもの。
- (2) 満洲引揚資料の保管に附随した文書等で、満洲引揚という歴史事象の解明に直截にかかわらないもの。

(閲覧)

第4条 満洲引揚資料は、マイクロフィルムによる閲覧とする。マイクロフィルムでは十分に文字などの判読ができないばあいは、原本による閲覧を認めることがある。

2

(利用者の責任)

第5条 利用者は、満洲引揚資料にふくまれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

(利用可能時間)

第6条 満洲引揚資料は、原則として、次の各号に掲げる日を除き利用することができる。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

- 2 利用時間は、9時から17時までとする。
- 3 研究所が必要と認めればあいは、臨時に利用できない日または利用時間を変更することができる。

(閲覧の場所)

第7条 満洲引揚資料の閲覧は、滋賀大学附属図書館内の所定の場所とし、それ以外の場所に閲覧資料を持ち出してはならない。

- 2 満洲引揚資料の閲覧を希望する者は、別記様式第1号の閲覧申込書を、かならず事前に、研究所に提出すること。

(複写の申込み)

第8条 満洲引揚資料の複写を希望する者は、原則としてそれを利用して論文を執筆することを前提とし、別記様式第2号の複写申込書を研究所受付に提出すること。

- 2 満洲引揚資料の複写物の種類は、原則として、次に掲げるものとする。

(1)マイクロフィルム

(2)引伸印画(紙プリント)

- 3 満洲引揚資料は、その目録に掲載した資料の全点を複写することはできない。

(複写の方法)

第9条 満洲引揚資料の複写を希望する者は、前条に定める申込みをおこなったのちに、所属する大学の附属図書館において図書館間の文献複写依頼をおこなうものとする。

- 2 前項の方法以外による満洲引揚資料の複写は、その複写を希望する者が必要な費用を所定の部署に支払い、後日、複写物を着払い郵便で受け取るものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究所がとくに必要と認めればあいは、研究所が指名する者が複写をおこなうものとする。

(複写物の出版等)

第10条 満洲引揚資料の複写物を出版、放映等のために利用を希望する者は、別記様式第3号の出版掲載等利用申込書を研究所に提出するものとする。

- 2 満洲引揚資料の複写物を出版するばあいは、原則として、簿冊資料の一部のみを掲載するものとする。それ以外のばあいは、別途研究所に申し込むものとする。
- 3 満洲引揚資料の複写物を出版、放映するばあいは、その所蔵元として研究所名を明記し、出版物については、それを1部研究所に寄贈しなくてはならない。
- 4 複写物の利用により生じる著作権法上その他の責任の一切は、当該複写物を利用した者が負うものとする。

(弁償の責任)

第 11 条 利用者は、故意または重大な過失により、満洲引揚資料等を汚損または紛失したとき、あるいは満洲引揚資料を閲覧する機器を破損したときは、相当の代金をもって弁償しなければならない。

(利用の禁止)

第 12 条 研究所は、他の利用者に迷惑をおよぼした者、またはおよぼすおそれのある者、ならびに満洲引揚資料等を滅失、破損もしくは汚損を生じさせた者、または生じさせるおそれのある者に対して、研究所の利用を禁止し、退所を命じることができる。

2 研究所は、この規則に違反し、または研究所関係者の指示にしたがわない者に対して、満洲引揚資料の利用を停止することができる。

(雑則)

第 13 条 研究所は、利用者の閲覧に供するため、この規則および満洲引揚資料の目録を常時研究所に備え付けるものとする。

(細則)

第 14 条 研究所は、この規則に定めるもののほか、満洲引揚資料の利用に関し必要な事項をべつに定める。

(附則)

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

様式第1号

20 年 月 日

滋賀大学経済経営研究所 宛て

満洲引揚資料閲覧申込書

氏名

住所 〒

電話番号 — —

閲覧日 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

資料番号 資料名

様式第2号

20 年 月 日

滋賀大学経済経営研究所 宛て

満洲引揚資料複写申込書

ふり がな
氏 名

住 所 〒

電話番号 — —

送 付 先 〒

電話番号 — —

支 払 い 文献複写依頼 閲覧時私費

複写目的

論文名

掲載予定誌名

号

発行年月日

資料番号

マイクロフィルム・リール番号

資料名

コマ番号

~

種 類 引伸印画 (A3 判紙プリント) マイクロフィルム

下記事項を了解しました。(署名)

1. 著作権法上その他の責任が生じたばあいは、申込者がその一切の責任を負うこと。
2. 申込時に論文掲載誌が未定のばあいは、それが決定したときにはすみやかに研究所に文書で連絡すること。満洲引揚資料の引用にあたっては、その資料が「滋賀大学経済経営研究所」の所蔵であることを明記し、また目録上の表題を記すこと。
3. 論文掲載誌または論文抜刷を研究所に1部寄贈すること。
4. 複写物を出版掲載や放映等に利用するばあいは、出版掲載等利用申込書を提出すること。

滋賀大学経済経営研究所 宛て

満洲引揚資料出版掲載等利用申込書

機関名・責任者名（ふりがな）

申込者名（ふりがな）

印

印

機関所在地

〒

TEL番

— —

1. 資料名（資料番号）

使用箇所

2. 使用目的

出版物への掲載

テレビ番組での放映

3. 出版物の書名または放映番組名

4. 著編者名

出版社名

番組制作者名

放映会社名

5. 発行予定部数

番組放映時間

6. 発行予定・放映予定

年 月 日

下記事項を了解しました。（署名 ）

1. 著作権法上その他の責任が生じたばあいは、上記署名者がその一切の責任を負うこと。
2. 記載事項に変更があったばあいは、すみやかに研究所に文書で連絡すること。
3. 出版掲載等にさいしては、その資料が「滋賀大学経済経営研究所」の所蔵であることを明記し、また目録上の表題を記すこと。
4. 出版物は研究所に1部寄贈すること。